

昭和28年金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和28年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆條例 鳥取県簡易検定所手数料条例の一部改正

鳥取県税条例の一部改正

◆規則 鳥取県市町村長等の事務引継規則

例第十一号)の一部を次のように改正する。
第一条中第一号を次のように改め、第二号を削り、「第三号」を「第二号」とし以下順次繰り上げる。

一 簡易検定手数料

第一区の荷口につき

三百円

第二区の荷口につき

六百円

第三区の荷口につき

六百五十円

第四区の荷口につき

七百円

第二条中「第四号、第六号及び第七号」を「第五号及び第六号」に、「第五号」を「第四号」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県簡易検定所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年九月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第四十二号

鳥取県簡易検定所手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県簡易検定所手数料条例(昭和二十一年六月鳥取県条例)

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年九月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県条例第四十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十五年九月鳥取県条例第五十一号)

規定により助成の措置を講じられたものであることの証明書を添付しなければならない。

同条に次の二項を加える。

鳥取県税条例(昭和二十五年九月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「前項の過誤納金還付通知書を受理し

た場合又は」を削る。

第二十四條第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「法施行規則第一条の三」を「法施行令第一条の七」に改め、同号を同項第四号とする。

第二十五条第一項第一号中「法第七十八条」の下に「(第三項を除く。)」を加え同条第三項を次のように改める。

3 第一項第一号に係る申請書のうち、法第七十八条第一項に該当するものにあつては、当該催しに参加することを業としない者が行う催しであることを証明する

書類、その催しの收支計画及び純益の使途の明細書を、

法第七十八条第二項に該当するものにあつては、その催しの收支計画及び純益の使途の明細書を、

八条第四項に該当するものにあつては文化財保護法の

4 法第七十八条第二項に規定する主催者が主催する映画で当該映画の催しに係る純益の全部が法第七十八条

第三項に規定する社会教育及び社会事業等のために支出され、且つ当該映画の催しに關係する者が何らの報酬を受けない場合において左の各号に該当する場合に限り入場税を課さないものとする。但し、知事が別に定める主催者にあつてはその開催場所及び回数の条例を認めることができる。

一 当該主催者の所在する市町村において行うこと

二 年間を通じて上映回数が二回以内であること

三 映画の一人一回の入場料金が四十円以下であること

5 前項の課税免除の申請手続については、第二項及び第三項の規定を準用する。

第二十五条の二第一項中「前条第一項第一号」の下に「

及び第四項」を加える。

第二十七条の二第二項中「第二十五条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

第二十八条に第二項として次のように加える。

2 入場税の特別徴収義務者は、前項その他何らの名義をもつてするを問わず入場券若しくは利用券又は入場券若しくは利用券と引き換えるべききつぶその他のも、の(以下「入場券等引換券」という。)をあらかじめ発行する場合には、前項の規定にかかるらず、

当該入場券若しくは利用券又は入場券等引換券を交付する際に入場税を徴収しなければならない。

同条第四項中「第二項」を「入場税の特別徴収義務者が正當の事由がなくて法第十六条の七第一項の規定によつて知事が命する担保の提供をしなかつた場合その他第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十九条第二項中「入場券用紙」及び「検印済入場券用紙」の下に「若しくは入場券等引換券」を加える。

第三十二条を次のように改める。

(入場券又は利用券の交付の義務等)

第三十二条 主催者等は左の各号に掲げる場合を除く外、第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の施設の利用に対し、その入場又は利用の際に入場券又は

利用券を発行し、これを入場者又は利用者に交付しなければならない。

一 第二十三条第一項に規定する公務又は業務により入場する場合

二 指定席券のみによつて第一種又は第二種の場所に

入場させる場合

三 第二十三条第二項及び第六項に規定する場合

四 第二十五条第一項及び第四項に規定する場合

第三十三条の次に次の二条を加える。

第三十三条の二 主催者等が入場券等引換券をあらかじめ発行し、これを入場者又は利用者に交付しようとする場合においては第三十二条各号に掲げるときその他の知事の承認を受けたときを除く外、法第八十四条第二項の規定によつて県が作成する別記様式第十七号によ

る用紙によらなければならぬ。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項に規定する用紙の交付について準用する。この場合において前条第三項中「入場券（利用券）用紙交付申請書」とあるものとする。

るのは「入場券等引換券用紙交付申請書」と読み替えるものとする。

第三十四条見出し中「入場券」の下に「又は入場券等引換券」を加え、同条第一項中「入場させる場合」の下に「又は前条の規定によつて県が作成する用紙によらない場合」を、「入場券」の下に「又は入場券等引換券」を加え、同条第三項中「入場券」及び「当該入場券用紙」の下に「又は入場券等引換券」を加え、同条第四項中「又は第三種の施設を利用」を、「入場券」の下に「又は入場券等引換券」の下に「又は利用者」を、「入場」の下に「又は入場券等引換券」を加える。

第三十四条の次に次の二条を加える。
 （入場券等引換券による入場又は利用の手続）

第三十四条の二 主催者等は、入場券等引換券を交付し、

た場合においては、当該入場券等引換券に別記様式第

二十号の一のひな型による検印を受けた上で当該場所へ入場させ又は当該施設を利用させなければならぬ。

第三十五条の見出し中「入場券又は利用券」を「入場券等」に改め、同条中「入場券又は利用券用紙」を「入場券若しくは利用券用紙又は入場券等引換券」に、「入場券（利用券）用紙返納書」を「入場券（利用券）用紙」に改める。

第三十七条中「法第八十四条第五項」を「法第八十四条第六項及び第七項」に、「入場券又は利用券」を「入場券若しくは利用券又は入場券等引換券」に改める。

第三十八条第一項第二号中「入場券又は利用券」を「入場券若しくは利用券又は入場券等引換券」に改め、「検印済入場券」の下に「又は入場券等引換券」を加える。

第三十九条第一項第二号中「入場券」の下に「又は入場券等引換券」を加え、同項第三号中「入場券」の下に「又は入場券等引換券」を、「入場券」の下に「又は利用

者」を加える。

第四十一条第二項中「一月」を「十五日」に改める。

第四十四条の二第一項中「学校（学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）」の下に「又は青年学級」を加え、「又は生徒」を「、生徒又は学級生」に改め、同条第三項中「法施行規則第一条の四」を「法施行令第一条の九」に改める。

第四十八条第二項中「知事は」の下に「遊興飲食税の特別徴収義務者が正当の事由がなくて法第十六条の七第一項の規定によつて知事が命ずる担保の提供をしなかつた場合その他」を加える。

第五十四条第二項中「一月」を「十五日」に改める。
 第五十七条第一号中「一万五千円」を「三万円」に、「一万元」を「一万四千円」に「八千円」を「一千五百円」に改める。

「貨物積載量四噸以上六噸未満のもの」を「一万六千八百円」に、「一万二千円」を「一万六千八百円」に、「一万四千円」を「八千円」を「一千五百円」に改める。

「貨物積載量八噸以上のもの」を「二万三千円」に、「二万一千円」を「二万一千八百円」に、「二万一千八百円」を「二万一千五百円」に改める。

「貨物積載量八噸以上のもの」を「二万一千五百円」に、「二万一千五百円」を「二万一千五百円」に改める。

（自動車税の税率の特例）

第五十七条の二 知事が別に定める地域に主たる定置場を有する自動車に対する税率は、前条の規定にかかわらず、法第百四十七条第三項の規定により前条各号の税率に十分の〇・七五を乗じた額を控除したものとする。

2 前項の地域の指定にあたつては、積雪量及び根雪期間等を基準として定めるものとする。

第六十七条中「十一月一日」を「四月一日」に改める。

第六十八条中「十一月二十日から同月三十日」を「五月

- 7 改める。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 自動車税及び鑑区税に係る改正規定は、昭和二十八年度分から適用する。
 - 3 昭和二十七年度分以前の県税（入場税及び遊興・飲食税）については、この条例施行の日の前日以前の分）については、なお、從前の例による。
 - 4 改正後の第五十七条の規定による自動車税の追徴すべき額は、第九条の規定にかゝわらず、昭和二十八年度分に限り第二期分の額と合算して徴収する。
 - 5 昭和二十八年度分の鑑区税に対する改正後の第六十七条及び第六十八条の規定の適用については、第六十七条中「四月一日」とあるのは「九月一日」と、第六十八条中「五月二十日から同月三十一日」とあるのは「十月二十日から同月三十一日」と読み替えるものとする。
 - 6 この条例施行前にした行為に対する罰則の規定の適

改める。

用については、なお從前の例による。

- 昭和28年9月29日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第87号
- 二十日から同月三十一日」に改める。
 第七十九条を次のように改める。
 （狩獵者税の税率）
 第七十九条 狩獵者税の税率は、左の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
 - 一 狩獵を業とする者 千八百円
 - 二 その他の者 三千六百円

第九十五条に次の二項を加える。

2 知事は、前項の規定による通知を発する場合においては、その日から一月を経過した日を納期限としなければならない。

別記様式第十七号備考第四号を次のように改める。

(4) 利用券の場合は「入場券」とあるのは「利用券」と、入場券等引換券の場合は「入場券」とあるのは「入場券等引換券」と読み替えるものとする。
 別記様式第十八号中「入場券（利用券）用紙交付申請書」を「入場券（利用券、入場券等引換券）用紙交付申請書」に、「（利用券）」を「（利用券、入場券等引換券）」に改め、「（利用券）」を「（利用券、入場券等引換券）」に改め、同様式の次に次の様式を加える。
 様式第二十号の1

- 別記様式第十九号中「特別入場券發行承認申請書」を「特別入場券（入場券等引換券）發行承認申請書」と、「入場券」を「入場料金（利用料金）」に改める。
 別記様式第二十号備考中「郡市名」を「事務所名」に改め、同様式の次に次の様式を加える。
 様式第二十一号の1
- 別記様式第二十一号中「入場券（利用券）用紙返納書」を「入場券（利用券、入場券等引換券）用紙返納書」と、「（利用券）」を「（利用券、入場券等引換券）」に改める。
 別記様式第二十九号備考中「郡市名」を「事務所名」に改める。
- 用に付す文字を入れる
 備考
 何々欄には事務所名を表す文字を入れる
- 印
 等
 取
 檢
 入
 納
 引
 換
 索
 特
 別
 公
 告
 事
 務
 所
 名
 を
 表
 す
 文
 字
 を
 入
 れ
 る

規則

鳥取県市町村長等の事務引継規則をここに公布する。
 昭和二十八年九月二十九日

鳥取県知事職務代理者
 鈴木 武

鳥取県市町村長等の事務引継規則
 （目的）

00897

政令第十六号以下「政令」という。) 第百三十三条並びにこの規定を準用する政令第百四十条及び第百四十四条の規定に基き、市町村長、助役、收入役、副收入役及び市町村の選挙管理委員会の委員長並びに市町村の監査委員の事務引継に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務引継書)

第二条 政令第百二十三条及び第百二十五条並びにこれらの規定を準用する第百二十六条、第百三十条、第百四十四条若しくは、第百四十二条の規定により調製する事務引継書は、別記様式によりこれを調製しなければならない。

2 政令第百二十七条の規定により助役が市町村から委任された事務を後任者に引き継ぐときは、前項の事務引継書に準じ書類を調製しなければならない。

(市町村長の事務引継)
第三条 市町村長は、政令第百二十二条第二項前段の規定により事務引継を行う場合において、助役に事

(市町村長の職務代理者)

第三条 市町村長は、政令第百二十二条第二項前段の規定により事務引継を行う場合において、助役に事

故があるとき又は助役が欠けているときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号以下「法」という。)第百五十二条第二項又は第二百四十七条第一項及び第二項の規定により市町村長の職務を代理又は代行する者(以下「市町村長の職務代理者」という。)に、これを引き継がなければならない。

2 前項の場合において、市町村長の職務代理者は、市町村長の後任者の就任前に助役の事故がやんだときは、直ちにこれを助役に引き継がなければならない。

3 前二項の場合においては、政令第二十二条第二項後段の規定を準用する。

(收入役の事務引継)

第四条 前条の規定は收入役の事務引継に準用する。但し同条中「政令第百二十二条」とあるのは「政令第百二十四条」、「助役」とあるのは「副收入役又は法第一百七十九条第四項の規定により收入役の職務を代理する者」、「法第二百五十二条第二項又は第二百四十七条第一項及び第二項の規定により市町村長の職務を代理又

は代行する者(以下「市町村長の職務代理者」という。)とあるのは「法第二百四十七条第五項の規定により收入役の職務を代行する者」と読み替えるものとする。

(市町村の廃置分合のあつた場合)

第五条 前二条の規定は、市町村の廃置分合があつた場合において行う消滅した市町村の長及び收入役の事務引継に準用する。

(前任者に故障がある場合)

第六条 前任者が死亡その他の事故により事務引継を行ふことができないときは、次に掲げる者がこれに代つて事務の引継をしなければならない。

一 前任者が市町村長であるときは、助役(助役に事故があるとき又は助役を置いていないとき若しくは助役が欠けているときは、市町村長の職務代理者)

二 前任者が助役であるときは、市町村長(市町村長に事故があるときは市町村長が欠けているときは、市町村長の職務代理者)

三 前任者が收入役であるときは、副收入役又は法第

六 前任者が監査委員であるときは、監査委員の一人(監査委員のいすれも事故がめるとき又は欠けているときは、監査委員の事務を補助する上席の書記)

五 前任者が選挙管理委員会の委員長であるときは、委員長の職務を代理する選挙管理委員(委員長の職務を代理する委員に事故があるとき又はその者が欠けているときは、選挙管理委員の一人、選挙管理委員のいすれも事故があるとき又は欠けているときは、選挙管理委員会の事務局長又は書記長若しくは上席の職にある選挙管理委員会の書記)

(事務引継の立会)

第七条 事務の引継には、それぞれ次の各号に掲げる者を立会させなければならない。

- 一 市町村長の事務引継にあつては助役又は收入役
- 二 助役の事務引継にあつては市町村長又は收入役
- 三 收入役の事務引継にあつては市町村長(市町村長に事故があるとき又は市町村長が欠けているときは、助役又は市町村長の職務代理者)

(副收入役の事務引継にあつては收入役)

- 四 副收入役の事務引継にあつては、監査委員の一人
- 五 選挙管理委員会の委員長の事務引継にあつては、選挙管理委員会の一人
- 六 監査委員の事務引継にあつては、監査委員の一人

(事務引継日時等の報告)

第八条 市町村長及び收入役の事務引継を行う場合において、その日時及び場所が決定したときは、市町村長は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(県吏員の立会)

第九条 前条の場合において知事は、必要があると認め

るときは、吏員をしてこれに立会させることができる。

(事務引継の現在日)

第十一条 事務引継は、前任者の退職の日現在により行わなければならない。但し、一時引継を受けた者から後任者に引継を行う場合においては、その後任者就任の日現在により行い、市町村の廢置分合が行われた場合は、当該市町村が消滅した日現在によりこれを行うものとする。

(事務引継完了報告)

第十二条 事務引継を拒む者又は遷延する者に對し、催告をしてもなおこれに応じない者があるときは、催告をした者は、直ちにその事由を具して知事に報告しなければならない。

(事務引継の催告等)

第十三条 事務引継書は正本三通を調製し、一通は引継をする者、一通は引継を受ける者において保管し、他の一通は当該市町村の長がその事務所に保管するものとする。

(附則)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 市町村吏員事務引継規程(大正四年四月鳥取県令第十九号)は、廃止する。

別記様式

事務引継書

一 何市(何郡町村)職氏名は、任期満了(退職、死亡等)のため(後任者何市(何郡町村)職氏名が就任したので)昭和何年何月何日何市役所(何町村役場)において事務引継を行う。

ここに署名なつ印する。		
年	月	日
前任者	(一時引継を受けた者)	
職氏		
名印		
後任者		
職氏		
名印		
立会者		

備考

1 事務引継書は正本三通を調製し、一通は引継をする者、一通は引継を受ける者において保管し、他の一通は当該市町村の長がその事務所に保管するものとする。

2 別冊目録についても同様とする。

三 職氏名(職氏名は々々によつて立会することができない)とともに現物を照合してその授受を終えた。

四 職氏名(職氏名はこの引継に立会した)とともに現物を照合してその授受を終えた。

(別冊目録)
市町村長事務引継目録

13. 昭和28年9月29日 火曜日 鳥取県公報(号外)第87号

昭和28年9月29日 火曜日 鳥取県公報(号外)第87号 12

何 々 々	財 別 基 本 産	用 財 產	建 瓦葺 平屋 物	原 山	畑	野 林
<hr/>						

- 備考
- 1 財産台帳、基本財産台帳又は備品台帳により引き継ぐものは、この目録に記載を要しない。
 - 2 公債、社債等については附記に何年何月済以降利札付と又株券については何年何月配当金まで領收済の旨明記すること。
 - 3 特別基本財産、積立金額についてはその目的、保管方法等について明記すること。

三 負債明細書					
種 別	借入元金	借 入	借入先	償 還年限	現 在高
					備 考
<hr/>					

- 備考
- 1 種別欄には起債又は一時借入金の目的、及び種別に分類して記載すること。
 - 2 公債台帳、及び一時借入金整理簿によりこれに代えることができる。

何冊	何冊	何冊	何冊	何冊	二 財産明細書		何冊
					基 本 財 產	郵 便 貯 金	
田		何 債 券	反	円	何 銀 行 預 金	數 量	摘 要

15 昭和28年9月29日 火曜日 鳥取県公報(号外)第87号

00903

六 市町村税及び税外未收入金明細書

(備考)

四

計	何銀行何支店	預金先	種別	金額	備考
收 入 役 保 管 金	郵便局	當 座 預 金			
何 郵 便 局	郵便振替貯金				
六 市町村税及び税外未收入金明細書					
四					

計	科 目	金 額	備 考
市町村税外未收入金			
市町村税未收入金			
内 訳			
2 市町村税外未收入金			
内 訳			
市町村税未收入金			
内 訳			
四			

計	科 目	金 額	備 考
市町村税外未收入金			
市町村税未收入金			
内 訳			
2 市町村税外未收入金			
内 訳			
市町村税未收入金			
内 訳			
四			

計	何銀行何支店	預金先	種別	金額	備考
收 入 役 保 管 金	郵便局	當 座 預 金			
何 郵 便 局	郵便振替貯金				
六 市町村税及び税外未收入金明細書					
四					

計	科 目	金 額	備 考
市町村税外未收入金			
市町村税未收入金			
内 訳			
2 市町村税外未收入金			
内 訳			
市町村税未收入金			
内 訳			
四			

種類 又は 金額 目提供の 的	内 訳	備考	何特別会計			
			一般会計	歳出計算調書	一般会計	歳出計算調書
(1) 歳入計算調書			(1) 歳入計算調書		(1) 歳入計算調書	
区分	予算額	調定額	区分	予算額	調定額	区分
	現額	済額		現額	済額	
	収入	済額と の差額		収入	済額と の差額	
	備考			備考		
何特別会計			何特別会計		何特別会計	
(2) 歳出計算調書			(2) 歳出計算調書		(2) 歳出計算調書	
区分	予算現額	支出済額	区分	予算現額	支出済額	区分
	支額	調定済額と の差額		支額	調定済額と の差額	
	備考			備考		
何特別会計			何特別会計		何特別会計	
(3) 現金に関する調書			A 現金現在額調書		A 現金現在額調書	
区分	收入額	支出額	区分	收入額	支出額	区分
	現在額	備考		現在額	備考	
何特別会計			何特別会計		何特別会計	
計			計		計	
何特別会計			何特別会計		何特別会計	

2 市町村税未收入金については予算科目の目別に市町村税外未收入金については款別に調製すること。

七 処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項に関する順序、方法及び意見

- 1 処分未了事項

何々

- 2 未着手事項

何々

- 3 将来企画すべき事項についての処理の順序、方法及び意見

何々

何々

- 4 その他

何々

何々

- 5 記

発行・火・金

鳥取縣鳥取市東町
鳥取者所
鳥取縣鳥取市東町
鳥取所

昭和四年九月二十九日第三種郵便物認可

- 1 一から五までの明細書の様式は、市町村長の事務引継の場合における各明細書の様式に準すること。但し、(1)歳入計算書 (2)歳出計算書及び「五、市町村税及び税外未收入金明細書」は予算科目の目まで記載すること。
- 2 物件明細書は備品何点、消耗品何点等の如く合計件数を記載し明細は備品台帳によることとする。
- 3 副收入役の事務引継についても、收入役の事務引継の例によること。

選挙管理委員会の委員長及び監査委員の事務引継については、市町村長の例によること。

収入役事務引継目録

一 書類帳簿明細書

二 予算執行状況明細書

三 負債明細書

四 担保品及び保証金明細書

五 市町村税及び税外未收入金明細書

六 物件明細書

附記